

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市生活改善センター条例（昭和49年条例第18号）第6条第1項	使用の申込みに対する許可	農政課 産業振興課

1 審査基準は、下記条項にいずれも当てはまらない使用に対し、許可するものとする。

- (1)公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2)施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3)前2号に掲げるもののほか、センターの管理上適当でないとき。

2 標準処理期間は、3日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。